

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成二十五年厚生労働省告示第三十五号）
 新旧対照条文

一 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
一 (略)	物の種類	一 (略)	物の種類
(略)	ベリリウム及びその化合物	(略)	ベリリウム及びその化合物
(略)	ベリリウムとして〇・〇〇一ミリグラム	(略)	〇・〇〇二ミリグラム
(略)	リグラム	(略)	
(略)	〇・〇一ミリグラム	(略)	〇・一ミリグラム
二 (略)	値	二 (略)	値

平成二十五年四月一日
 適用日

二 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表第一（第十条関係）							
物の種類	試料採取方法	分析方法	物の種類	試料採取方法	分析方法	物の種類	試料採取方法
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
オルトーフタロジニトリル	固体捕集方法及びろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析法	オルトーフタロジニトリル	ろ過捕集方法	吸光光度分析法	オルトーフタロジニトリル	ろ過捕集方法
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

適用日

平成二十五年四月一日

三 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
(略)	(略)	(略)	(略)
九 塩素化ビフェニル（別名PCB）	(略)	九 塩素化ビフェニル（別名PCB）	(略)
九の二 オルトーフタロジニトリル	○・〇一mg/m ³	九 (新設)	(新設)
十 カドミウム及びその化合物	(略)	十 カドミウム及びその化合物	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
二十七 ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして○ ・〇〇一mg/m ³	二十七 ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして○ ・〇〇二mg/m ³
(略)	(略)	(略)	(略)

平成二十五年四月一日
適用日